

韓国：法務基本情報

名称	留意点
1.進出形態	【主要法令】 - 商法（会社編） - 外国人投資促進法 - 株式会社等の外部監査に関する法律 【ポイント】 日本企業が韓国に拠点を設けて進出する際に利用可能な形態は、株式会社、有限会社、支店、連絡事務所のいずれかとなる。 - 株式会社 韓国の商法により株式会社として設立可能。設立手続きの大部分は日本の株式会社の設立手続きと類似しており、100%株主1人でも設立可能である。原則として、取締役は3人以上を置き、監査役も置かなければならないが、資本金10億ウォン未満の会社の場合は、1人の取締役を置くことで足り、監査役を置かなくてもよい。普通株式、優先株式、償還優先株式、転換株式などの種類株式を発行することも可能。 - 有限会社 韓国の商法により有限会社として設立可能。取締役は最低1人以上を置く必要があり、監査役は必ずしも置く必要はない。株式会社と比較して組織構造が簡単で柔軟な運営を図ることができるが、株式や社債発行による資金調達はできない。 - 支店・連絡事務所 支店として設立する場合、代表者1人を定めた支店登記で簡単に設置できるが、本社である日本法人が直接法的権利義務の主体として責任を負うことになる。外国為替銀行への申告手続きも必要。 連絡事務所の場合、設置手続きは支店とほぼ同じだが、営業活動はできない。 外国人/外国法人が1億ウォン以上の投資金額で株式会社または有限会社の株式/持分比率10%以上を取得する場合、外国人投資促進法に基づく外国人投資として認定を受けると、税制優遇など様々な恩恵を受けることができる。このような場合、韓国の所管行政機関である大韓貿易投資振興公社(KOTRA)に外国人投資企業申告を行う必要がある。
2.競争法	【主要法令】 - 独占規制及び公正取引に関する法律（「公正取引法」） - 下請取引の公正化に関する法律 - 約款の規制に関する法律

	- 表示広告の公正化に関する法律 - 割賦取引に関する法律 - 訪問販売等に関する法律 - 電子商取引等における消費者保護に関する法律 - 大規模流通業における取引公正化に関する法律 - 加盟事業取引の公正化に関する法律 - 代理店取引の公正化に関する法律 - 消費者基本法 【ポイント】 - 基本法である公正取引法では、市場支配的地位の濫用禁止・企業結合の制限及び経済力集中の抑制・不当な共同行為・不公正な共同行為・不公正取引行為・事業者団体の禁止行為・再販売価格維持行為・報復措置等の取り締まり規制を設けているほか、上記諸法令により不公正約款、消費者保護、誇大広告の取り締まり、ECとオンラインプラットフォーム規制、大型流通業者規制、フランチャイズ規制など、日本に比べてかなり広い範囲の規制権限を定めている。担当政府機関は公正取引委員会である。 - 日本に比べ、公正取引委員会の調査権限及びその行使(立ち入り調査など)がかなり厳しく行われており、財閥企業に対する牽制としての法規制と執行が強く行われており、刑事処罰条項に基づく捜査機関の積極的な捜査権行使の傾向がある。また、公正取引委員会が各種法的問題に関するガイドラインを随時発表し、適時に規制を適用する傾向があるため、これを綿密にモニタリングする必要がある。
3.不動産法制	【主要法令】 - 民法 - 不動産登記法 - 不動産取引届出等に関する法律 - 外国人投資促進法 - 住宅賃貸借保護法 - 店舗(サンガ)建物賃貸借保護法 - 産業集積活性化及び工場設立に関する法律 【ポイント】 - 外国人又は外国法人も韓国内国人と同様に扱われるため、不動産取得及び賃貸借に対する法的制限はない。

	- ただし、関連取引申告制度、送金関連外国為替銀行に対する手続きなどに留意する必要がある。 - 駐在員の居住に関しては住宅賃貸借保護法が適用され、オフィス賃貸に関しては店舗(サンガ)建物賃貸借保護法が適用されることがある。一方、住宅賃貸借と関連し、韓国には「チョンセ」と呼ばれる特有な制度があり、毎月の家賃を支払う代わりに多額の保証金(チョンセ保証金)を家主に預け、家主は当該保証金を運用することで毎月の家賃相当額の収益を得るという制度である。この場合、家主の信用不安等によって保証金を家主の債権者に奪われる(差し押さえられる)リスクがあるため、チョンセ保証保険などの保証金の優先弁済権の保全方法を慎重に検討し、備える必要がある。
4.労働法	【主要法令】 - 労働基準法 - 最低賃金法 - 男女雇用平等と仕事・家庭の両立支援に関する法律 - 勤労者退職給与保障法 - 期間制及び短時間労働者保護等に関する法律 - 派遣労働者保護等に関する法律 - 賃金債権保障法 - 勤労福祉基本法 - 勤労者職業能力開発法 - 雇用保険法 - 産業安全保健法 - 産業災害補償保険法 - 塵肺の予防と塵肺勤労者の保護等に関する法律 - 重大災害処罰法 - 国民年金法 - 国民健康保険法重大災害処罰等に関する法律 【ポイント】 - 基本的な法と制度の体系は基本的に日本のそれらと類似しているといえるが、1998年度の金融危機以降、急激な雇用不安定性の高まりに伴い、契約社員、派遣社員など非正規労働者に対する保護制度が多数導入されている。 - また、退職金制度が法制化されているところ、これに伴う退職金計算方式に関連する「通常賃金」の算定に関する規制が複雑であり、労働者の採用及び管理に関して非常に体系的なアプローチが必要である。 - 日本と同様に解雇が非常に難しく、解雇関連の紛争が多い。労働組合活動と労使関係の争いも日本に比べてかなり激しいため、労使関係の調整も重要であ

	る。 最近、産業安全の強化のために導入された重大災害処罰法に基づき、産業災害による死亡事故が発生した場合、代表取締役が刑事処罰を受ける可能性がある根拠法令が定められ、実際に代表取締役が懲役刑で刑事処罰された事例もあるため、産業災害関連のコンプライアンス体系の構築と管理の重要性が非常に高まっている。
5.知的財産権法	【主要法令】 - 特許法 - 実用新案法 - 商標法 - デザイン保護法 - 著作権法 - 不正競争防止及び営業秘密の保護に関する法律 【ポイント】 - 基本的な体系は日本の知的財産権法制と類似している。 2013年に不正競争防止法に基づいて禁止される不正競争行為の類型として包括的な要件が導入されたことにより、明らかに他の知的財産権侵害に該当しなくても、実質的に不当な不正競争行為を行う場合、差し止め請求、損害賠償訴訟などの権利救済が可能になった。
6.裁判制度・仲裁	【主要法令】 - 民事訴訟法 - 仲裁法 - 国際私法 【ポイント】 - 裁判制度も日本のそれと類似しており、地方法院(裁判所)・高等法院(裁判所)・大法院の3審制で構成されている。民事訴訟手続も日本のそれと骨格が似ているといえる。家事事件を扱う家庭法院、行政事件を扱う行政法院、特許法院など専門的な分野に関する個別の特別裁判所がある。 - 裁判管轄の合意又は国際裁判管轄の合意も原則として有効であるが、例外的に消費者保護等の観点から効力が制限される場合がある。 - 外国の確定判決は、韓国の裁判所による執行判決を受け、韓国国内で強制執行が可能である。ただし、当該判決の内容が韓国の法制度上許容されない場合や善良な風俗その他社会秩序に反する場合には、執行判決が拒否されることがある。一般的に、外国の懲罰的損害賠償判決に対して、国内で通常認められる賠

	償額を超える部分は、執行判決の承認が拒否される可能性があると考えられている。 当事者間の仲裁合意は有効であり、有効な仲裁合意が存在する場合、裁判所に提起された訴えは却下される。
7.外国為替管理・輸出入管理	【主要法令】 - 外国為替取引法 - 外国人投資促進法 - 関税法 - 外国貿易法 - 不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律 - 自由貿易地域の指定及び運営に関する法律 - 産業技術保護法 - 素材・部品・装備産業の競争力強化及びサプライチェーン安定化のための特別措置法 - 国家資源安全保障特別法 - サプライチェーン基本法 【ポイント】 - 外国為替管理は韓国銀行によって行われており、段階的な緩和によりある程度自由化されている。特に、通常取引においては、単純な申告義務以外に大きな許認可規制はない。しかし、資本取引、特に外貨貸付/借入取引においては、外国為替政策の観点からかなり厳しい管理が行われている。 - 近時のグローバルサプライチェーン管理の重要性が大きくなっている傾向に伴い、韓国でも国家安全保障次元のサプライチェーン管理に関する各種法律が制定され、施行されている。「素材部品装備産業競争力強化のための特別措置法」では、希少金属種類に関する供給不足などの問題が発生した場合、危機警報の発令などで先制的な措置及び対応をするように規定しており、「経済安保のための公金方案整理支援基本法」では、経済安保関連資源/原材料の供給障害発生時、民間事業者がこれを備蓄できる根拠を設け、回収安定のための販売価格統制、そのための基金造成などの内容を盛り込んでいる。そして、「国家資源安保特別法」では、核心資源(石油、天然ガス、石炭、ウラン、水素、核心鉱物など)の備蓄度測定、供給チェーンの変化と弱点分析、危機発生時の緊急対応措置などを行うことができるコントロールタワーを設置する内容を盛り込んでいる。

8.コンプライアンス	【主要法令】 • 刑法 • 特定犯罪加重処罰等に関する法律 • 特定経済犯罪加重処罰等に関する法律 • 国際商取引における外国公務員に対する賄賂防止法 • 不正請託及び金品等收受の禁止に関する法律（「請託禁止法」） • 公務員行動規範 • 国を当事者とする契約に関する法律 • 公益通報者保護法 • 男女雇用平等と仕事・家庭の両立支援に関する法律 • 労働基準法 • 個人情報保護法 【ポイント】 • 伝統的な意味での賄賂受給禁止(腐敗防止)については、既存の刑法等の刑事処罰規定以外に、2016年に導入された請託禁止法が重要である。この法律は、明確な賄賂でなくても、公務員、教員、記者等に対する5万ウォン以上の贈答品の授受を禁止するなど、他の国ではあまり見受けられない内容を規定しており、現地法人のコンプライアンスと関連して非常に留意が必要である。 • その他、セクハラ、パワハラなどに関する被害者保護及び救済措置、教育、内部告発者保護に関する措置、情報保護教育など様々な法令上の義務を履行する必要がある。 • また、韓国の個人情報保護法は、日本のそれに比べてかなり厳しい規制を設けており、これに違反した場合、刑事処罰や課徴金などの強力な処罰根拠を設けているため、特にこれに対する事前のコンプライアンス体制の確保と運営が重要である。
9.撤退	【主要法令】 • 商法（会社編） • 債務者回生及び破産に関する法律 【ポイント】 • 一般的な法人撤退及び清算手続は商法及び関連する下位法令と規則に基づいて行われ、破産等の倒産手続は債務者回生及び破産に関する法律の定めにより行われる。なお、韓国法上の「回生」という手続きは、日本の「再生」に相当する概念である。

	韓国では、賃金支払義務及び退職金支払義務が法定義務であるだけでなく、違反した場合、会社と代表取締役が刑事処罰の対象となり、実際の裁判所による清算や破産手続きにおいても、従業員に対する賃金と退職金の支払いが履行されないと手続きが事実上進行しないため、これを最優先的に処理する必要があることに留意する必要がある。
10.税制	【主要法令】 - 法人税法 - 所得税法 - 付加価値税法 - 国税基本法/地方税基本法 - 租税特例制限法 【ポイント】 - 韓国に設立される現地法人は、韓国の法人税法に基づいて法人税が課税される。一方、外国法人は、法人税法所定の韓国源泉所得に対してのみ法人税が課税される。このような韓国の法人税法上の体系の骨格は、日本のそれと基本的には類似している。 - 韓国の租税特例制限法は、一定の政策的な観点による課税の特例(優遇税率や一時的な免税など)について定めている。特に、外国人投資促進法に基づく外国人投資企業の場合、様々な租税優遇措置を定めている。そのほか、外国納付税額控除、研究及び人材育成費用税額控除など様々な控除の根拠を設けているため、実際の現地法人の経理業務を運営するにあたっては、税務専門家の助けを借りて、これらの租税特例制度をよく検討して運営する必要がある。 - 課税官庁の税務調査の要件、手続き及び方法については、国税基本法及び地方税基本法で定められている。 - 日本本社に対して支払われる配当の場合、2024年現在20%の源泉徴収税率による配当所得課税の源泉徴収が行われるが、租税条約の手続に従うことにより、5%（持分25%以上の場合）又は15%（それ以外の場合）に減額できる。